

令和2年12月3日

関係各位

東京検疫所川崎検疫所支所  
食品監視課

年末年始の食品監視業務について

平素は、当支所の行う輸入食品監視業務につきまして御理解と御協力をいただき御礼申し上げます。

標記における当支所の取扱いは下記のとおりです。御承知願います。

記

1 年末業務

令和2年12月28日（月）17時15分まで

なお、令和2年12月29日（火）から令和3年1月3日（日）までは閉庁となります。

2 年始業務

令和3年1月4日（月）8時30分から

3 その他

（1）年末年始の食品等の輸入手続については、事前届出制度、平成14年9月18日付食検発第0918001号「貨物搬入前の届出済証の交付について」に基づく貨物搬入前に届出済証の交付を受けるなど、十分な準備を行うようお願いします。

（2）検査命令該当貨物のうち、当支所の閉庁期間中（令和2年12月29日から令和3年1月3日まで）に検査結果が判明し、年始業務開始前に輸入通関を希望する場合は、令和2年12月22日（火）までに当支所に御連絡ください。

（3）当支所の閉庁期間中に食品等の輸入届出に関して緊急の対応が必要な場合は、東京空港検疫所支所食品監視課（電話番号：03-6847-9320）まで連絡するようお願いします。